

小型機船底びき網漁業の許可について

令和4年12月9日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 小型機船底びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	三豊市・観音寺市地先海面	1月1日から 12月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	1	詫間、三豊市（栗島・西詫間・仁尾町）、西かがわ、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者
戦車こぎ網漁業	三崎突端と六島東端を結んだ線以西の香川県海面	12月1日から 3月31日まで	48kW以下 (旧15馬力以下)	5トン未満	1	詫間、三豊市（西詫間・仁尾町）、西かがわ、観音寺、伊吹に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年12月9日～同年12月15日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和7年3月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 関係漁業者間の協定を厳守しなければならない。

(イ) えびこぎ網以外の漁具を使用してはならない。（えびこぎ網漁業）

(ウ) 石よけを装着した漁具を使用してはならない。（えびこぎ網漁業）

- (エ) たこつぼなわ、延なわ漁業者と協定のうえ操業しなければならない。(貝けた網漁業)
- (オ) 日没から日の出までは操業してはならない。(貝けた網、戦車こぎ網漁業)
- (カ) 桁巾は300センチメートル以下の桁を使用すること。(戦車こぎ網漁業)